

**【特別障害者手当関係】**

○特別障害者手当の認定請求に係る事実についての審査

(問) 2019年6月1日に特別障害者手当認定請求書の提出を受けた際に、請求者から公的年金を受給しているとの申し出があったため、日本年金機構へ照会を行い、その受給状況を確認し、利用者負担額の決定に係る所得額を確認する。以下の条件を前提とすると、当該額はいくらか。

条件：・国民年金以外の年金は受給していないものとする。

試験用個人番号：[576660911927]

(解答) 779,493 円

<解説>

- 特別障害者手当の支給認定においては、受給者もしくはその配偶又扶養義務者の前年(申請のあった月が1から6の場合は前々年)の所得額を確認する必要がある。
- 照会条件を「2016年4月1日～2017年12月31日」として、日本年金機構に照会すると、以下の「情報照会結果画面のイメージ」の通り、年金基本額情報が得られる。これに基づき、特別障害者手当の支給制限に係る所得額を算出する。
- なお、年金基本情報によると、申請者は、障害基礎年金を受給しており、支給に係る経過等は以下の通り。
  - ・2016(平成28)年1月:年金支給開始
  - ・2016(平成28)年4月:基本額改定
  - ・2017(平成29)年4月:基本額改定
  - ・2019(令和元)年6月:特別障害者手当認定請求

(情報照会結果画面のイメージ)

新法障害基礎年金	
年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2016-01-28
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード	31
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	779300
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	780100

○ 具体的な手順は以下の通り。

<手計算の場合>

(手順1) 情報照会結果の画面イメージのように【2016年4月～2017年3月】、【2017年4月～2017年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～3月】の3ヶ月間となるため、以下の計算を行う。

$$\Rightarrow 780,100 \text{ 円} / 12 \text{ ヶ月} \times 3 \text{ ヶ月}$$

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する(例:  $780,100 \div 12 = 65,008.33 \dots \doteq 65,008$ )。よって上記の計算式は以下の通りとなる。

$$\Rightarrow 65,008 \text{ 円} / \text{月} \times 3 \text{ ヶ月} = \underline{195,024 \text{ 円}} \dots a$$

(手順3) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年12月】の9ヶ月間となるため、以下の計算を行う。

$$\Rightarrow 779,300 \text{ 円} / 12 \text{ ヶ月} \times 9 \text{ ヶ月}$$

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する(例:  $779,300 \div 12 = 64,941.66 \dots \doteq 64,941$ )。よって上記の計算式は以下の通りとなる。

$$\Rightarrow 64,941 \text{ 円} / \text{月} \times 9 \text{ ヶ月} = \underline{584,469 \text{ 円}} \dots b$$

(手順4) 手順2、手順3で計算したa、bの値を合計する。

$$\Rightarrow a + b = \underline{779,493 \text{ 円}}$$

<計算ツールを用いる場合>  
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)										
1. 対象手続き (事務手続名)										
管理番号	47-73									
事務手続名	特別障害者手当の認定									
2. 計算対象とする年										
計算対象年	2017			(西暦日付: YYYY形式)						
3. 計算対象とする年金の種類										
年金の種類 (年金コード)	1350									
4. 情報照会結果の入力										
受給権失権年月日	国民年金		(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)							
	厚生年金		(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)							
	予備-1		(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)							
	予備-2		(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)							
年金基本額情報					月別支給額					
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2016	4月 1日	780,100			65,008	0	0	0	65,008	
	5月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	6月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	7月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	8月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	9月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	10月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	11月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	12月 1日				65,008	0	0	0	65,008	
	2017	1月 1日				65,008	0	0	0	65,008
		2月 1日				65,008	0	0	0	65,008
		3月 1日				65,008	0	0	0	65,008
4月 1日		779,300			64,941	0	0	0	64,941	
5月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
6月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
7月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
8月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
9月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
10月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
11月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
12月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
5. 年間支給額の算出										
国民年金										
2017 1月~12月	779,493	(受給権失権情報)	無							
(※	779,493	- (受給権失権情報)		0	=	779,493)				
厚生年金										
2017 1月~12月	0	(受給権失権情報)	無							
(※	0	- (受給権失権情報)		0	=	0)				
予備-1										
2017 1月~12月	0	(受給権失権情報)	無							
(※	0	- (受給権失権情報)		0	=	0)				
予備-2										
2017 1月~12月	0	(受給権失権情報)	無							
(※	0	- (受給権失権情報)		0	=	0)				
【算定金額】 779,493円										

- (手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する(問では2017年)。入力後、「4. 情報照会結果の入力」の年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示される。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力する(任意)。
- (手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」の受給権失権年月日に西暦で失権日の入力を行う(問では失権はないため入力不要)。入力後、年金基本額情報の該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出される。
- (手順3) 「4. 情報照会結果の入力」の年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力する。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとする(問では、2016年4月1日に780,100円、2017年4月1日に779,300円と入力する)。
- (手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年金支給額の算出」の下部の【算定金額】に算出結果が出力される(問の算出金額は779,493円と出力される)。